

# たかやま労基署だより(R2.3)

高山労働基準監督署

令和元年(2月末時点)の労働災害発生状況について

## 主要産業の死傷者数

注1) カッコ内は死亡者数  
注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

	H31年 R1 年	H30年		H29年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
全産業	163	188	(4)	176	(4)	-25	(-4)	-13.3%
製造業	41	46	(1)	39	(1)	-5	(-1)	-10.9%
建設業	31	35	(1)	33	(1)	-4	(-1)	-11.4%
運送業	10	13		13		-3		-23.1%
林業	14	29		15	(1)	-15		-51.7%
小売業	17	11	(1)	24		6	(-1)	54.5%
社福祉	10	8		5		2		25.0%
旅館業	13	13		11		0		0.0%
その他	27	33	(1)	36	(1)	-6	(-1)	-18.2%

## 所見

令和元年分の休業4日以上労働災害による死傷者数は、163人と、前年に比べ25人(13.3%)の減少となっています。また、死亡災害はゼロでした。

第13次労働災害防止計画の目標値173人との差は10人です。令和元年の統計確定は、4月初旬となりますが、目標達成することが見込まれています。

令和2年は、2月末で全産業計17件(前年21件、前年比-19.0%)の労働災害が発生しております。

引き続き労働災害防止の取り組みをお願いします。

## 新型コロナウイルスQ&A

Q1) 熱や咳がある方については、どうしたらよいのでしょうか。

A1) 発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくようお願いしております。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためには、企業、社会全体における理解が必要です。従業員の方々が休みやすい環境整備が大切ですので、ご協力いただきますようお願いいたします。

Q2) 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

A2) 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていたいただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いいたします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。

その他、労働者を休ませる場合の措置、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、雇用調整助成金の特例措置、36協定、感染防止に向けた柔軟な働き方など様々なQ&Aについて、厚生労働省のホームページに掲載し随時更新していますので参照してください。